

【全年次】

知って役立つ！若者のための 労働基礎講座

生徒の皆さんや新卒の若い人たちは社会経験や労働法知識の不足から、違法・脱法的な過酷な労働環境で働かされ、「若い労働者を意図的に使い捨てる」いわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」が大きな社会問題となっています。

本校定時制でも「就職したいのにアルバイトをやめさせてくれない」「具体的な採用等の計画もないのに“店長になってほしいから就職活動をせずに、このままアルバイトを続けてほしい”」などと言われ、本人の希望どおりに就職活動を始められないケースがありました。アルバイト先の使用者（オーナー、マネージャー、店長等）が、「シフトに空きがでるのを嫌がって不適切な対応をとっている」のか「本当に皆さんのことを考えて話しかけてくれている」のか、よく見極める必要があります。

公益財団法人 神奈川労働福祉協会では若者が、違法・脱法的な労働行為から自分を守り、不当に不利益を被ることがないように必要な基礎知識を取得することを目的として講座を開講しており、川崎と横浜の会場について案内します。

〔主催〕 公益財団法人 神奈川県労働福祉協会

〔後援〕 神奈川労働局, 横浜市, 藤沢市

〔共催〕 相模原市

神奈川県立かながわ労働プラザ

川崎市立労働会館

〔講師〕 法政大学法学部 沼田教授

〔費用〕 無料 (申し込みが必要)

興味のある人は学習支援グループ担当者まで



イメージ画像だと上記のイラストのようになりますが、実際には、「お願いごと」として泣きついたり、「笑顔」で無理な要求をする場合のほうが多いです。

《 川崎会場 》

日時：令和2年1月25日（土）14時～16時

場所：川崎市立労働会館（サンピアンかわさき）2階第3交流室

〔所在地〕川崎市川崎区富士見2-5-2 ※京浜急行大師線港町駅から徒歩10分

《 横浜会場 》

日時：令和2年2月29日（土）14時～16時

場所：神奈川県立かながわ労働プラザ4階 5・6・7会議室

〔所在地〕横浜市中区寿町1-4 ※JR京浜東北線石川町駅から徒歩3分

【主として令和3年3月卒業予定者】

モノレール事業 インターンシップの案内

画像引用 いらすとや

「ふりがな」つきは裏面へ^{りめん}